

こんにちは 中村です。日増しに秋も深まってまいりました。お元気でご活躍のことと思います。皆様にご紹介いたします。

【杭を残して、悔いを残さず。】吉村登記測量事務所 *登記手続き全般*

●相続、売買 登記 ●土地測量、分筆 登記 ●建物新築、増築、取毀 の登記 ●担保設定、抹消 登記

吉村登記測量事務所 土地家屋調査士・司法書士 吉村 祐比古

お問い合わせ TEL03-5373-2161 お気軽にお問い合わせください



～経営事項審査が改正されます～

9月21日に中央建設業審議会総会が開催され、経営事項審査の改正が正式に承認されました。今回の改正は、公共工事の企業評価における物差しとして、公正で実態に則した評価基準の確立と生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押しすることを目的としております。

主な改正のポイントは、

1. 評価項目及び基準の見直し

- ・ 完工高（X1）のウエイトを0.35から0.25に、上限金額を2,000億円から1,000億円に引き下げ
- ・ X2の指標として、利益額（EBITDA）、自己資本額を評価
- ・ 企業実態に即した評点分布となるよう（小規模企業において高すぎる評点が出ないようにする）評点分布の見直し
- ・ 元請のマネジメント能力を評価する観点から、新たに元請完工高を評価
- ・ 技術力（Z）のウエイトを引き上げ（0.2から0.25へ）
- ・ 1人の技術者を複数業種で重複カウントすることを1人2業種までに制限
- ・ 労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評点の引き上げ

2. 虚偽申請防止の徹底-

- ・ 経理の信頼性の向上の取組み（会計監査人の設置等）を評価
- ・ 虚偽申請を行った場合の営業停止期間の拡大

3. 企業形態の多様化への的確な対応

- ・ 連結財務諸表作成義務付け会社は、経営状況を連結決算で評価
- ・ 連結子会社の財務状況を、連結財務諸表により評価。その他の評価項目は、実際の数値で評価

4. 申請負担の軽減

- ・ 経営事項審査のための提出書類を見直し、申請負担を軽減



などが挙げられており、平成20年度に審査する経営事項審査から適用される予定です。

詳細は下記国土交通省ホームページの審議会総会会議資料より「経営事項審査の改正について」を参照ください。

http://www.mlit.go.jp/singikai/kensetsugyou/soukai/070921/kaigishiryou_.html

（山中、中山、島根）

建設業許可 Q&A

Q. 発注者から、据付工事込みの「○○○設備設計・製作」という件名で売買契約扱いの注文書が出る予定ですが、これは建設業法の工事請負契約に該当しますか？

A. 建設業法第24条では、「委託その他何らの名義をもってするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。」とあり、据付工事込みの売買契約は、工事請負契約に該当すると考えられます。

Q. 「○○○定期点検」「○○○保守」という件名の工事がありますが、これは建設業法の工事請負契約に該当しますか？

A. 前の質問と同様に、建設業法の工事請負契約に該当すると考えられます。

建設工事に該当するかどうかは、件名で判断されるものではなく、発注者とどういった内容の契約をしたかで判断することになります。（山中）

公営国民宿舎をご存知ですか？

公営国民宿舎とは、国立公園・国定公園・都道府県立自然公園・国民保養温泉地などの自然環境の優れた休養地に建設されています。国民の誰もが健全なレクリエーションと健康の増進をはかるため気軽に利用できるようなという目的でつくられました。

現在、北海道から九州まで全国に155ヶ所あり、会員制度のようなものはないため、個人、家族連れ、団体など誰でも気軽に利用でき、観光旅行やスポーツ・レクリエーションのほか、会議や研修会、合宿にも利用されています。

料金は夏季や年末年始などのシーズン期間は少々割増の料金設定ですが、通常は比較的割安に設定されています。

予約は電話や往復はがき、宿舎によってはWEB上、メールで受付を行っているところもあります。

のんびり自然を満喫したいという方は利用されてみてはいかがでしょうか。

各宿舎の詳細は下記より見るすることができます。

<http://www.kokumin-shukusha.or.jp>

（島根）